

京都市告示第 79 号

土壤汚染対策法第 11 条第 2 項の規定に基づき、平成 22 年 9 月 21 日付け京都市告示第 216 号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部の指定を解除します。

平成 23 年 4 月 13 日

京都市長 門川 大作

1 指定を解除する区域

京都市山科区厨子奥花鳥町 4-21, 4-53, 4-66, 9, 9-1, 9-2 及び 11 以上の地番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

砒素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)